

特別支援学級及び通級指導教室  
教育課程ハンドブック



奈良県立教育研究所



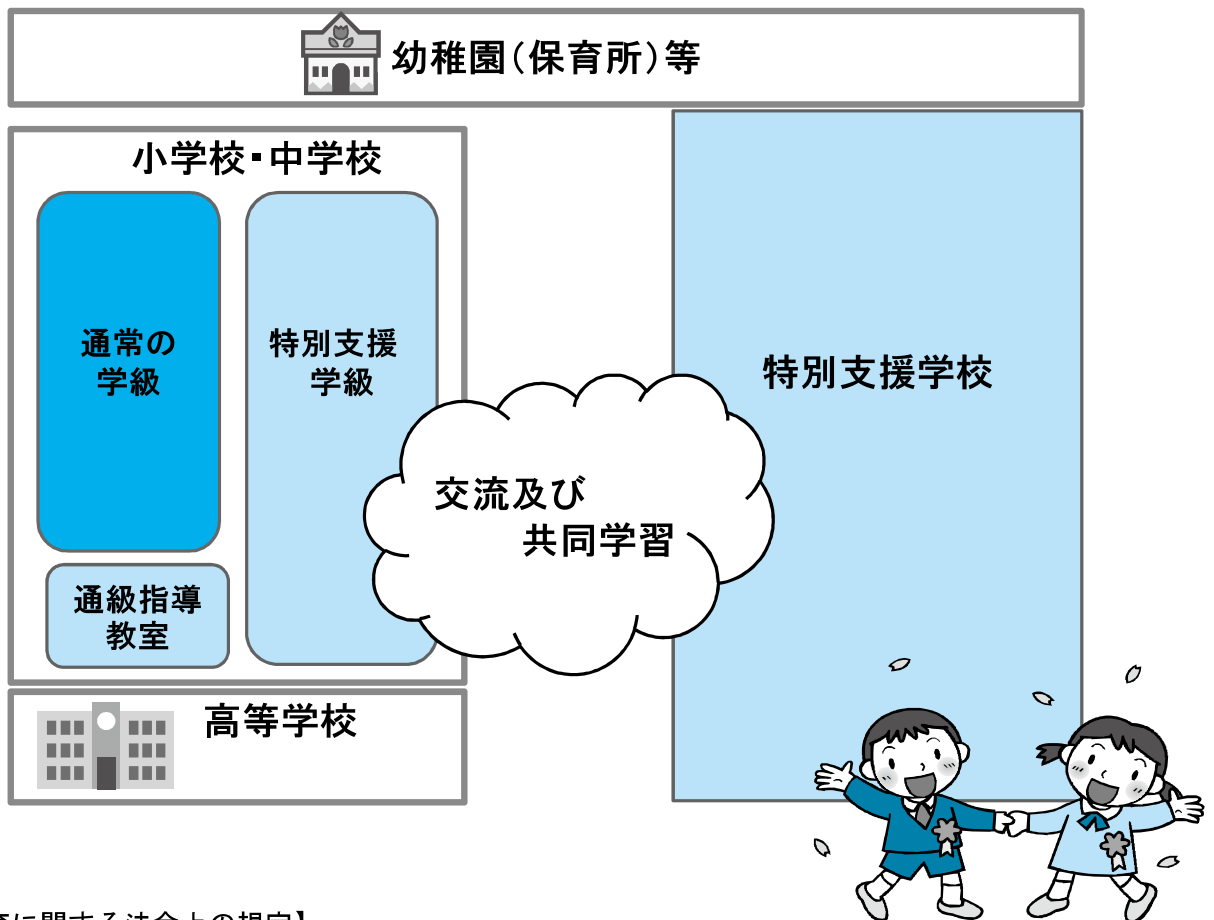
# も く じ

I	特別支援教育の制度	1
II	特別支援学級	
	1. 特別支援学級の教育	3
	2. 特別支援学級の対象	4
	3. それぞれの障害に配慮した教育	5
	4. 特別支援学級の教育課程の編成の手順	7
	5. 特別支援学級の教育課程の編成	8
	6. 各教科等を合わせた指導（知的障害教育）	12
	7. 自立活動	13
	8. 個別の指導計画	17
	9. 個別の教育支援計画	19
	10. 交流及び共同学習	23
	11. 教科用図書の取扱い	25
	12. 指導要録	27
III	通級による指導	
	1. 通級による指導	29
	2. 通級による指導の対象	30
	3. 通級による指導の教育課程	31
	4. 指導要録等の取扱い	32
	資料1 「特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧」	33
	資料2 「奈良県内特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室一覧」	34

# 特別支援教育の制度

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において推進されることが規定されました。

特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。



## 【特別支援教育に関する法令上の規定】

### 教育基本法

**第1章第4条2項** 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

# 特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

## 学校全体で支援します！

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています\*。

<これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会\*\*を設置して、支援の方向性を検討すると、学校全体で障害のある子どもを支援します。

**通常の学級**

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

**通級による指導**

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

**特別支援学級**

障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視、言語障害、情緒障害

※1 学校において障害のある子どもの紹介や学習支援を行います。

※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を立ち、支援計画を立案し、実施のありさまを、必要に応じて支援方法の検討などを行います。



特別支援学校では…

## 専門性を生かした特別支援教育を行います！

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

**一人一人に応じた指導**

小学校・中学校などに通ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導等「自立活動」を実施しています。

また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようにしています。

**専門性の高いスタッフ 充実した施設**

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導しています。

**就職・進学などのサポート**

卒業後の職業的な方向の選択を促すため、職業の体験などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを本人がレポートしています。

**教育相談・巡回指導など**

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などから求めに応じて助言・援助を行います。

**さまざまな支援体制**

特別支援学校には、通字書や教材など、就学に必要な様々な補助的設備があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。

※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

**教育**

特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、教育委員会、教育センター

**医療**

地域の病院、障害者専門医療機関

**保健**

地方公共団体の保健担当部局、保健所、保健センター

**福祉**

地方公共団体の福祉担当部局、保育所、児童相談所、社会福祉協議会、障害者福祉センター、発達障害者支援センター

**労働**

ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、企業

**その他**

NPO、親の会、地域の活動グループ

など

特別支援学級は、障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

**通常の学級**

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

**通級による指導**

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

**交流及び共同学習**

**特別支援学級**

障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害



出典：文部科学省「特別支援教育パンフレット」平成19年4月

# 1 特別支援学級の教育

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級で、児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われています。

特別支援学級は、小学校及び中学校の学級の一つです。特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、全ての教師の理解と協力が必要です。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要があります。



## 【特別支援学級に関する法令上の規定】

### 学校教育法

**第81条** 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

**第2項** 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

**第3項** 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

自閉症・情緒障害及び言語障害はこの項により設置されています。

### 学校教育法施行規則

**第137条** 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第81条第2項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

## 2 特別支援学級の対象

特別支援学級入級の対象となる児童生徒については、平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」及び平成21年2月3日付け20文科初第1167号「『情緒障害者』を対象とする特別支援学級の名称について（通知）」に示されています。

特別支援学級による指導の対象とすることが適当であるかについては、障害のある児童生徒にとって、最もふさわしい教育を行うという視点に立って、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。さらに、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴取することにより、当該児童生徒の教育的ニーズを的確に把握できることが期待されることから、障害のある児童生徒の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付けも規定されました（学校教育法施行令第18条の2）。

また、特別支援学級への入級後も、校内委員会等で児童生徒の適応状況等を継続的に把握し、児童生徒の障害の状態の変化等に応じて適切な教育が行われることが大切であり、より適切な教育の場や卒業後の進路等についても検討する機会をもつことが必要です。



### 【特別支援学級の対象者】


区分	障害の程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ②身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

- 参考 ・平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」  
 ・平成21年2月3日付け20文科初第1167号「『情緒障害者』を対象とする特別支援学級の名称について（通知）」

### 3 それぞれの障害に配慮した教育

本県においては、「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「自閉症・情緒障害」の6種類の特別支援学級の設置が可能となっています。「自閉症・情緒障害」学級に関しては、平成21年2月3日付け文部科学省通知により、それまでの「情緒障害」学級から「自閉症・情緒障害」学級へと改められました。


#### 知的障害教育

 **知的障害とは**、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

##### 特別支援学級では・・・

必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を指導します。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施します。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導します。


#### 肢体不自由教育

 **肢体不自由とは**、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

##### 特別支援学級では・・・

各教科、道徳、特別活動のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導を行います。指導に当たっては、一人一人の障害の状態に応じて適切な教材・教具を用いるとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにします。また、各教科や給食など様々な時間を通じて、通常の学級との交流及び共同学習を積極的に行います。


#### 病弱・身体虚弱教育

 **病弱とは**、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、**身体虚弱とは**、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

##### 特別支援学級では・・・

入院中の子どものために病院内に設置された学級や、小学校及び中学校内に設置された学級があります。病院内の学級では、退院後には元の学校に戻ることが多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めます。教科学習以外にも、特別支援学校と同様に身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うこともあります。

#### 視覚障害教育

 **視覚障害とは**、視力や視野などの視機能が十分にでないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。

##### 特別支援学級では・・・

拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導をします。各教科、道徳、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行います。

## 聴覚障害教育

**聴覚障害とは**、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

### 特別支援学級では・・・

音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導や抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行います。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子どもの可能性の伸長に努めます。



## 自閉症・情緒障害教育

**情緒障害とは**、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

### 特別支援学級では・・・

情緒障害教育では、発達障害である自閉症などと心因性の選択性かん黙などのある子どもを対象としています。

自閉症などの子どもについては、言語の理解と使用や、場に応じた適切な行動などができるようにするための指導を行います。また、主として心理的な要因による選択性かん黙などがある子どもについては、安心できる雰囲気の中で情緒の安定のための指導を行います。

特別支援学級では、情緒障害のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍して、基本的には通常の学級と同じ教科等を学習します。それらに加え、自閉症などの子どもには、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関することを学習します。また、選択性かん黙などの子どもは、心理的安定や集団参加に関することを学習します。

### 「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）より抜粋

自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、これまで、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので」ともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきましたが、在籍者数などの実態を踏まえ、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称とし、以下のように取り扱うこととしました。

記

#### 1. 情緒障害特別支援学級における障害種の明確化

291号通知において、特別支援学級の対象としている「キ 情緒障害者」を、「キ 自閉症・情緒障害者」と改める。

## 4 特別支援学級の教育課程の編成の手順

教育課程の編成については、一般的には次のような手順が考えられます。

### 1. 実態把握

- 児童生徒の障害の種類や程度は多様であり、発達の段階や能力、適性等についても個人差があります。児童生徒の実態に即した指導を行うためには、まず、これらについての的確な実態把握を行います。

### 2. 教育目標の設定

- 学校教育の目的や目標に照らして、特別支援学級の児童生徒がもっている課題を明確にします。

### 3. 指導内容の選択

- 学校や特別支援学級の児童生徒の課題に応じた教育目標の実現を目指して、重点を置くべき指導内容や基礎的、基本的な指導内容を明確にします。

### 4. 指導内容の組織

- 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図ります。
- 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織します。

### 5. 授業時数の配当

- 指導内容との関連において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を定めます。
- 各教科等や学習活動の特質に応じて、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定めます。

## 5 特別支援学級の教育課程の編成

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき特別に編成された学級ですが、小学校及び中学校の中に設置された学級ですので、教育課程は、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則となります。しかし、個々の児童生徒の障害の程度や特性に応じた指導を行うためには、実態に応じて適切な教育課程を編成することが必要であり、特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則に次のように規定されています。

### 学校教育法施行規則

**第138条** 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

しかし、この規定により特別の教育課程を編成するとしても、特別支援学級は小学校及び中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものである必要があります。

### 特別の教育課程を編成する場合

小学校及び中学校学習指導要領解説では、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成する必要があると示されています。具体例として以下のように示されています。

- ①障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を取り入れる。
- ②各教科の目標・内容を**下学年の教科の目標・内容に替える**。
- ③各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う**特別支援学校の各教科に替える**。



特別の教育課程を編成する場合、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編」「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を参考にしましょう。



## 知的障害のない児童生徒の場合

### 小学校(例)

区分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	国語	国語	国語
		社会	社会
	算数	算数	算数
		理科	理科
	生活		
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
			家庭
	体育	体育	体育
道徳	道徳	道徳	道徳
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動			外国語活動
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

「自立活動」は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に行う必要があります。指導に当たっては学校の教育活動全体を通じて適切に行い、各教科、領域、総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、適切な指導計画の下に行うよう配慮します。

設定されている「各教科」は、小学校及び中学校の各教科と同様です。

### 中学校(例)

区分	1・2・3年
各教科	国語
	社会
	数学
	理科
	音楽
	美術
	保健体育
	技術・家庭
	外国語
道徳	道徳
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間



- ・自立活動については、本書P.13-14をご覧ください。
- ・自立活動についての詳細は「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」に示されています。文部科学省のホームページをご覧ください。

特別支援学校学習指導要領解説  
自立活動編

TEAITS

## 知的障害のある児童生徒の場合

### 小学校(例)

※知的障害特別支援学校小学部の教育課程を参考

区分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	生活	生活	生活
	国語	国語	国語
	算数	算数	算数
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体育	体育	体育
道徳	道徳	道徳	道徳
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動			外国語活動
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

知的障害特別支援学校小学部の教科である「生活」を設定しました。小学校1・2年の「生活」とは異なります。  
※参照「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」 P252～278

「自立活動」は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に行うことが必要です。指導に当たっては学校の教育活動全体を通じて適切に行い、各教科、領域、総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、適切な指導計画の下に行うよう配慮します。

### 中学校(例)

※知的障害特別支援学校中学部の教育課程を参考

区分	1・2・3年
各教科	国語
	社会
	数学
	理科
	音楽
	美術
	保健体育
	職業・家庭
	外国語
道徳	道徳
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

知的障害特別支援学校中学部の教科である「職業・家庭」を設定しました。中学校の「技術・家庭」とは異なります。  
※参照「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」 P354～362

「自立活動」は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に行うことが必要です。指導に当たっては学校の教育活動全体を通じて適切に行い、各教科、領域、総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、適切な指導計画の下に行うよう配慮します。



知的障害特別支援学校の各教科等の詳細(「生活」、「職業・家庭」等について)は、「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」P.242-P.369に示されています。文部科学省のホームページでご覧いただけます。



## 知的障害のある児童生徒の週時程の例

【小学校知的障害特別支援学級の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動					
1	日常生活の指導				
2	算数	国語	算数	国語	算数
3	生活単元学習	道徳	体育	音楽	生活単元学習
4		体育	自立活動	体育	
給食、清掃					
5	国語	総合的な学習の時間	国語	学活	図画工作
6					
帰りの活動					

※生活科の内容は各教科等を合わせた指導(「日常生活の指導」「生活単元学習」)で取り扱う。

【中学校知的障害特別支援学級の例】

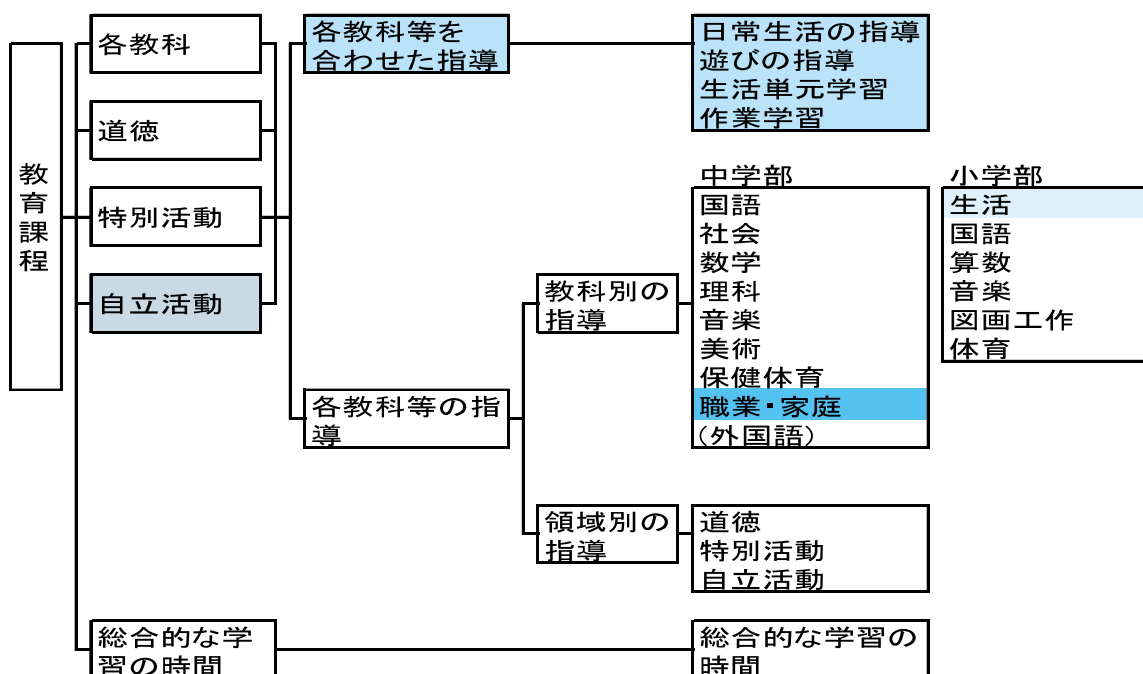
	月	火	水	木	金
朝の活動					
1	国語	英語	数学	国語	英語
2	数学	国語	保健体育	数学	国語
3	自立活動	数学	理科	保健体育	作業学習
4		美術	社会	道徳	
給食、昼休み					
5	総合的な学習の時間	保健体育	音楽	生活単元学習	職業・家庭
6		学級活動			
帰りの活動					

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、「各教科等を合わせた指導」を行っています。(本書P. 12参照)

下記は知的障害特別支援学校小学部及び中学部の教育課程です。

【指導内容】

【指導の形態】



※小学部においては、外国語活動及び総合的な学習の時間は設定されていない。

※中学部において、外国語科は必要に応じて設けることができる。

## 6 各教科等を合わせた指導（知的障害教育）

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されています。



### 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものです。日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。それらは、例えば衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容です。

### 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものです。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

### 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要があります。

### 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

## 7 自立活動

### 自立活動の意義

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とはいえ、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。特別支援学校においては、小学校及び中学校等と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。この自立活動は、学校の教育活動全体を通じて適切に行います。授業時間を特設して行う自立活動の指導はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければなりません。このように自立活動は障害のある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえます。

小学校及び中学校等の特別支援学級や通級による指導において、児童生徒の障害の状態等を考慮すると、小学校及び中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要性が生じる場合があります。

### 自立活動の目標

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培います。

### 自立活動の内容

現行の学習指導要領では、6区分26項目に分けて内容が示されています。

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

#### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

#### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

## 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

## 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

## 自立活動の具体的な指導内容例



「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」には、具体的な指導内容例が示されており、文部科学省のホームページでご覧いただけます。下記は一部を抜粋しました。

### 自閉症のある幼児児童生徒の場合

区分 「環境の把握」

項目 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

「聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことが見られる。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、混乱状態に陥ることもある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。」

### 選択性かん黙の幼児児童生徒の場合

区分 「心理的な安定」

項目 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること

「家庭などではほとんど支障なく会話ができるものの、特定の場所や状況ではそれができない選択性かん黙の幼児児童生徒の場合には、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をしたり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるようにすることが大切である。」

### 脳性まひの幼児児童生徒の場合

区分 「環境の把握」

項目 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

「文字や図形を正しくとらえることが困難な場合がある。原因としては、数多く書かれてある文字や図形の中から一つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しいことなどが考えられる。このような場合には、一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりすることが効果的なことがある。」

### 知的障害のある幼児児童生徒

区分 「身体の動き」

項目 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

「細かな手指の動作が困難であり衣服の着脱や食事などが困難な者がいる。このような幼児児童生徒には、使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るように指導するが、その際、注意が他のことに向いてしまったり、衣服の着脱等に気持ちを集中させて取り組むことが難しいことも多い。そのため、集中して取り組むことができるように、環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいように色を変えたりするなどの工夫が大切である。」

## 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則

### 第2節 教育課程の編成

**第2 4** 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

# 実際に教育課程を

## Aさん（小学校3年生）

肢体不自由学級に入級しています。



小学校の教育に準ずる教育課程で学習します。

「自立活動」を特設して指導します。内容は、「身体の動き」です。  
・体育科の一部を「自立活動」として設定し、ストレッチや歩行練習を行っています。

\* 知的な遅れはありません。

\* 上下肢に機能障害があり、ストレッチや歩行練習が必要です。

\* 黒板に書かれたことをノートに写す、作業をする等に時間を要することがあります。

\* 様々な場面で自信をもてない様子が伺えます。

☆学校の教育活動全体を通じて  
☆各教科指導の中で「自立活動」の指導や配慮が必要です。

【例えば・・・】

- ・筆記用具、ノートやワークシートを工夫し、机の高さや傾きに配慮する。
- ・自分で補助用具のセッティングの方法を身に付けられるようにする。
- ・スモールステップの目標をたて、見通しをもちやすいように工夫する。
- ・自信につながるようになってきたことをしっかりほめる。

・・・等の指導や配慮が考えられます。

	月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	音楽	国語
2	算数	国語	自立活動	国語	理科
3	体育	社会	理科	国語	算数
4	理科	自立活動	算数	算数	社会
5	図工	国語		学級会	総合
6	図工	道徳			総合

☆学校の教育活動全体を通じて  
☆各教科指導の中で「自立活動」の指導や配慮が必要です。

【例えば・・・】

- ・初めて行うことには予告やリハーサルを行う。
  - ・写真や具体物などでイメージをもてるように工夫する。
  - ・集団参加においては、スモールステップの目標をもち、取り組む。
  - ・できたことをしっかりほめる。
- ・・・等の指導や配慮が考えられます。



## Bさん（小学校 自閉症・情緒障害学級に

\* 知的な遅れを併せもっています。

\* 単語でのやりとりが多く、ひらがなで自分の名前を書くことができます。

\* 1～10まで唱えることはできますが、具体物を数えることは確実ではありません。

\* 初めての取組や見通しのもてないことには強い抵抗感があります。

\* 集団での活動が難しいことが多いです。

	月	火	水	木	金
1	さんすう	こくご	せいかつ	こくご	さんすう
2	こくご	たいいく	こくご	こくご	こくご
3	せいかつ	ずこう	さんすう	たいいく	せいかつ
4	せいかつ	ずこう	こくご	おんがく	たんげんがくしゅう
5	おんがく	さんすう	どうとく	がっきゅうかい	たいいく

# 考えてみました。



Cさん（中学校1年生）

知的障害学級に入級しています。

\*小学校3、4年生の学力をもっています。

下学年の教科の内容・目標に替えて学習を行います。

国語科、数学科、外国語科、社会科、理科は特別支援学級で学習します。小学校の教科等の内容・目標なども取り入れて学習します。

\*自分の気持ちや考えをことばにして表現することが苦手です。

\*自ら見通しをもって行動することは難しく、集団での活動ではとまどう様子が伺えます。

\*幼さが目立ち、友達との関係においてもかみ合わない様子が感じられます。

☆学校の教育活動全体を通じて  
☆各教科指導の中で  
「自立活動」の指導や配慮が必要です。  
【例えば・・・】

- ・視覚的な手がかりを用いる。
- ・見通しがもてるように予告やリハーサルを行い、集団での活動において役割を明確にする。
- ・ヘルプメッセージを伝えられるように工夫する。
- ・自信や自己肯定感を積み上げる。
- ・・・等の指導や配慮が考えられます。

「自立活動」を特設して指導します。内容は、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「コミュニケーション」です。

- ・1日、1週間、1ヶ月の予定が見通せるような取組をします。
- ・スピーチ、ミニゲーム、SST等を取り入れながら人との関わりやコミュニケーション力を高める指導を行います。

	月	火	水	木	金
1	国語	英語	数学	国語	英語
2	数学	国語	保健体育	数学	国語
3	自立活動	数学	理科	保健体育	作業学習
4		美術	社会	道徳	
5	総合	保健体育	音楽	生活単元学習	技術
6	総合	学活			家庭

◆Cさんの他にも特別支援学級に入級している生徒が3人います。それぞれ見通しをもつことや作業の遂行に課題をもっている生徒です。

「作業学習」(知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導)を設定しています(特別支援学級に入級している生徒3人での合同学習です)。

- ・国語科、職業・家庭科、数学科、社会科、「自立活動」を合わせています。
- ・各教科の内容を扱うとともに、個々の実態に応じた「自立活動」の指導を行います。

1年生) 入級しています。

知的障害特別支援学校小学部の各教科に替えて学習を行います。

国語科、算数科は特別支援学級で学習します。

◆Bさんの他にも特別支援学級に入級している児童が5人います。それぞれ、集団活動やコミュニケーション面の課題をもっている児童です。

「生活単元学習」(知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導)を設定しています(特別支援学級に入級している児童5人での合同学習です)。

- ・国語科、算数科、生活科、図画工作科、体育科、「自立活動」を合わせています。
- ・各教科の内容を扱うとともに、個々の実態に応じた「自立活動」の指導を行います。

## 8 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。日々の指導の実践が効果的に行われるように、指導に携わる複数の教師が情報を共有化し、指導の一貫性や統一性を図るためのものであり、担任が替わっても継続的な指導ができるように引き継がれるものです。記載内容については、教育的ニーズの把握のための「実態把握」、目標や指導内容、手立て、方法等を記した「指導計画」、そして指導実践の「記録」と「評価」までが入ります。

現行の学習指導要領では、障害のある児童生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わりました。このため、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切です。

### 【個別の指導計画の作成手順】

